

規則

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十八号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成二十六年埼玉県規則

第九十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則

第一条の見出し中「除却」を「除却等」に改め、同条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則」に、「第四十九条第一項第三号」を「第七十六条の二十五第一項第三号」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（）」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律（）」に、「第二百二条第二項第一号」を「第六十三条の五十六第二項第一号」に改める。

第二条中「第五十二条第一項」を「第七十六条の三十第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。